

5. 検査項目及び検査頻度

(1) 水質検査項目

水質基準項目の全項目を検査します。また、色、濁り及び消毒の残留効果に関する検査も法令どおり行います。

(2) 検査頻度

ア 水質基準項目

A 給水栓(蛇口)(表 2 参照)

給水栓における水質基準項目の検査は、従来、全国一律に義務付けられていましたが、地域性を考慮し、水道事業者の状況に応じて検査頻度を減らすことができることになりました。

B 配水(表 3 参照)

配水の水質検査も、適切な水質管理を行う上で重要ですので、必要性及び過去 5 年間の検査結果を考慮した検査頻度を設定して実施します。

イ 毎日検査項目(表 4 参照)

給水栓において、色、濁り及び消毒の残留効果を 1 日 1 回検査します。